

令和5年6月8日

青森県教育委員会第325回臨時会

# 議案第 1 号

## 第 3 2 5 回臨時会の書面表決について

第 3 2 5 回臨時会の議案に対する賛否については、記名による書面表決とする。

---

(参考資料)

○青森県教育委員会会議規則

第 1 7 条 教育長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は、必要があると認めたときは、会議にはかつて、記名又は無記名の投票によって採決することができる。

## 議案第2号

### 青森県教育委員会教育長の人事について

青森県教育委員会教育長和嶋延寿から、一身上の都合により令和5年6月28日をもって教育長を辞職したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により当委員会の同意を得たい旨の願い出があったので、当委員会として同意するものである。

---

(参考資料)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第10条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。